

## 岩内町手話施策推進方針

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、広く普及していくことにより、手話を必要とする町民等が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、互いに支え合い、助け合う地域社会を実現するため、手話言語条例第6条の規定により、次に掲げる施策を推進します。

〔岩内町手話言語条例抜粋〕

（施策の推進）

第6条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1)手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2)手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策
- (3)手話による意思疎通支援の拡充に関する施策
- (4)前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

### 1. 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策

#### （1）基本的方針

一人でも多くの人に手話に関心をもってもらい、手話を身近なものにすることが大切です。手話を理解し親しむことで、聴覚障がい者に対する理解が深まります。町民が共に支え合い、助け合う地域社会に向け手話の普及啓発を図ります。

#### （2）具体的な取組

- ①町ホームページや広報誌、リーフレット等を活用し、手話に関する知識や情報を発信し、手話に対する理解を深め、普及啓発を図ります。
- ②手話言語条例の周知に関する取組みを実施します。
- ③町民が手話を学べる機会の確保を図ります。
- ④町民が手話に親しむことができるイベントを開催します。
- ⑤手話関係団体と連携協力し、手話の出前講座などの普及活動を進めます。
- ⑥町内の子ども達を対象に、手話を楽しく学べる環境を整備し、手話への関心を高める機会を提供します。
- ⑦手話を学ぶ教材として、手話ハンドブックの作成と配布を行います。

- ⑧手話を必要とする人との日常的な会話の場面における交流を支援するため、引き続き、手話奉仕員養成講座の実施により、人材の確保に努めます。

## 2. 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策

### (1) 基本的方針

聴覚障がい者が日常生活や社会生活を営む中で、手話でコミュニケーションが図れることは安心感につながります。聴覚障がい者が安心して暮らせるよう、コミュニケーション手段として手話ができる環境づくりを進めます。

### (2) 具体的な取組み

- ①町及び事業所等が主催するイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者などを配置するよう努めます。
- ②事業者に対して手話通訳者派遣制度を周知するなど、手話を必要とする人の社会参加の促進を支援します。
- ③町の公共施設等において手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、手話の研修を実施します。
- ④保育所、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子どもたちや教職員等が手話に親しみ、学ぶ機会を提供します。
- ⑤対面による手話通訳を基本としつつ、情報通信技術（ICT）の活用等、多様な情報取得やコミュニケーション支援について検討します。
- ⑥非常時・災害時に、聴覚障がい者が情報を入手しやすい、しくみについて検討します。
- ⑦災害時に手話を必要とする人や手話通訳者が使用するベスト（ビブス）等の着用物をはじめ、意思疎通支援に必要な物品を配備します。

### 3. 手話による意思疎通支援の拡充に関する施策

#### (1) 基本的方針

聴覚障がい者が自ら情報を得るためには、コミュニケーションの支援を充実させる必要があります。日常生活に必要な様々な情報を得るため、手話通訳者の派遣などの充実に努めます。

#### (2) 具体的な取組

- ①日常生活や社会生活における手話を必要とする人のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも適切に対応できるよう努めます。
- ②手話通訳者の技術の向上を図るための方策について検討します。
- ③手話通訳者が活動しやすい環境をつくるための方策について検討します。
- ④手話ができる町民や手話通訳者が増えるよう、手話奉仕員養成講座をはじめ、様々な手話講座を開催します。
- ⑤民間事業所への派遣等を含め、より良い手話通訳者の派遣制度のあり方を検討します。
- ⑥手話通訳者の資質の向上のため研修会の参加を推進していきます。
  - ・登録手話通訳者に対する研修
  - ・手話奉仕員養成講座
  - ・手話通訳者養成講座

### 4. 推進方針の検証及び見直し

本推進方針に係る各施策の実施状況を、岩宇地区手話関連団体及び岩宇4町村（岩内町、共和町、泊村、神恵内村）共同で年1回程度検証し、必要に応じて見直しを行います。